

○排水設備に関する変更点

- ・飯塚市下水道条例施行規程第3条(2)イ小口径柵の深さ1000 mm以下まで、柵径を150 mmとする。
- ・飯塚市下水道条例施行規程第4条(4)「ただし、一般家庭用に供する建物の場合配管立図を省略できるものとする。」を追記するため、一般家庭用の申請書は配管立図を添付しない。

上記の件を6月より実施しています。

※飯塚市例規類集への反映は3ヶ月～半年程度かかります。